

天草市商工業設備投資資金利子補給補助金

【目的】

経営の近代化及び経営基盤の強化を図り、積極的に事業展開を推進する市内の中・小商工業者が、設備投資のために事業資金として借入れた借入金に対して利子補給を行うことで、地域経済の活性化を促進することを目的とする。

【補助対象者】

次のいずれにも該当する者

- (1) 中小企業基本法第2条第1項各号に該当する市内に本社を置く中小企業者
- (2) 設備投資のために500万円以上の資金借り入れを行った方
- (3) 市税を完納している方

【補助対象事業】

- (1) 事業用店舗、倉庫（事業用車庫を含む）、工場又は事務所の新築事業又は増改築事業（住居その他の用途に使用する部分を除く。）
- (2) 製造を目的とする機械の導入事業（自動車及び間接的な機械設備を除く。）
- (3) 顧客用の無料駐車場の新設事業又は改良事業（用地取得費及び自家用駐車場設備を除く。）
- (4) 公共事業の施行に伴い改装し、又は移転する事業（補償の対象となった部分については、その額を控除し、かつ、住居その他の用途に使用する箇所を除く。）

【対象となる借入金融機関】

- (1) 政府系金融機関
- (2) 市内に事業所を有する銀行法第2条に規定する金融機関
- (3) 信用金庫
- (4) 信用組合
- (5) 農業協同組合
- (6) 漁業協同組合
- (7) 商工業経営安定事業協同組合

【算定期間と補助の期間】

利子補給補助金の算定期間は1月1日から12月31日までとし、初回返済日から3年以内を限度に補助する。

【補助率と限度額】

補助率は、借入金利息のうち、年利5%以下で支払うべき利息を支払った額の40%以内とし、算定期間において、20万円を限度とします。また、初回返済日から3年以内に補助する金額の合計は60万円を限度とする。※補助額は千円未満切捨て

【申請】 算定期間中に支払った利子分をまとめて翌年1月中に申請

■添付書類：①補助金交付申請兼実績報告書 ②計算基礎書

③支払実績証明書（金融機関の証明が必要） ④市税の滞納のない証明

■初回のみ追加：①事業計画書兼設備完了報告書 ②資金借入契約書及び償還計画書

③事業内容がわかる書類（見積書、領収書、設計図、カタログ、写真等）

■申請先：本渡商工会議所、牛深商工会議所、天草市商工会

■お問合せ先：天草市産業政策課、本渡商工会議所、牛深商工会議所、天草市商工会